

インバウンド等受入環境整備支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、外国人観光客の滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を目的として、外国人観光客の受入環境の整備を促進するため、当該整備を行う事業者等に対し、一般社団法人萩市観光協会（以下「観光協会」という。）がインバウンド等受入環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者等）

第2条 観光協会の会長（以下「会長」という。）は、予算の範囲内で、外国人観光客の受入環境の整備を行う事業者に、当該整備に要する経費について、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、萩市内で外国人観光客を受入れる、又は今後受入れる計画のある事業者とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる外国人観光客の受入環境の整備に係る事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) W i - F i 整備
- (2) 宿泊施設、飲食店における和室、和便器等の洋式化
- (3) 自社のウェブサイトの多言語化
- (4) 館内案内表示の多言語化等、多言語案内機能の整備（デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、案内標識、掲示物・配布物、案内放送）
- (5) 多言語対応機能の強化に係るスタッフ研修
- (6) その他外国人観光客の受入環境を改善するために必要であると会長が認めた事業

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業の遂行に必要であることが明確な経費であること。
- (2) 第8条の補助金交付決定以降に生じた経費であること。
- (3) 証拠書類によって支払金額が確認できる経費であること。
- (4) 申請に係る補助対象経費の額が20万円以上であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、消費税及び地方消費税を除く補助対象経費（1事業の補助対象経費が100万円を超える場合は、100万円）に2分の1を乗じて得た額以内とする。

（外国人観光客受入体制計画の認定）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、萩市インバウンド等受入環境整備支援事業計画書（別記第1号様式）により、外国人観光客の受入環境等を向上させるための計画（以下「外国人観光客受入体制計画」という。）を策定し、当該計画について会長の認定を受けなければならない。

2 会長は、外国人観光客受入体制計画の提出があった場合は、提出書類及び次の各号に掲げる

事項について審査し、計画の認定を行うものとする。

- (1) 補助対象事業者が、今後市内で外国人観光客の受入を計画的に実施することができる者であること。
- (2) 補助対象事業者が、補助対象事業の実施に必要な資金を調達することができる者であること。
- (3) 補助対象事業者が、萩版DMOが中心となって実施するインバウンド事業に協力していく意思のある者であること。

3 前項の審査により、外国人観光客受入体制計画を認定することが適当であると認めるときは、当該認定を行い、その旨を当該補助対象事業者文書で通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の認定を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、インバウンド等受入環境整備支援事業補助金交付申請書(別記第2号様式)を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 会長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を当該補助対象事業者文書で通知するものとする。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第9条 前条の通知を受けた補助対象事業者は、当該事業に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、受入環境整備支援事業補助金に係る補助事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書(別記第3号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の通知を受けた補助対象事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、インバウンド等受入環境整備支援事業補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 会長は、第1項又は前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該変更又は中止若しくは廃止の承認を行い、その旨を当該補助対象事業者文書で通知するものとする。この場合において、会長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することができる。

(状況調査及び報告)

第10条 会長は、補助対象事業の実施期間中において、当該事業の遂行状況について、必要に応じて補助対象事業者文書で実施報告を求めることができる。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後2年間における、毎月の個別外客宿泊者数又は外国人入込客数及び毎年の認定外国人観光客受入体制計画の実施状況を会長に報告しなければならない。

(実績報告及び補助金額の確定)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後30日以内(補助対象事業の廃止の承認があった場合は、当該承認の日から30日以内)又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、インバウンド等受入環境整備支援補助金実績報告書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

2 会長は、前項の報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象事業者文書で、その旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助対象事業者は、前条の補助金の額の確定の通知があった場合は、インバウンド等受入環境整備支援事業補助金請求書（別記第6号様式）を提出して、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 会長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1） 法令、この要綱又はこれらに基づく会長の指示に違反したとき。
- （2） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 補助対象事業について、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- （4） 補助金の交付の決定の後生じた事業の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要が無くなったとき。
- （5） 事業期間内に補助対象事業の開業ができないとき。

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（財産の管理等）

第14条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案し、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産について、処分しようとするときは、あらかじめ、会長の承認を受けなければならない。

3 会長は、補助対象事業者が前項の承認を受けた後に財産の処分を行い、収入があった場合は、当該補助対象事業者に補助金の一部の返還を命じることができる。

（補助事業に関する書類の管理等）

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る書類について、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間、保管しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、報告を求め、若しくは事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類等若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。